

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は58頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

Q 調剤報酬請求書や明細書を支払基金や国保連へ送付する際、メール便を使用することは認められていないと聞きましたか。どのような方法で送れば問題ないのでしょうか (匿名希望)

A 調剤報酬明細書や請求書(以下、「レセプト」)のうち、紙媒体で作成された文書は「信書」に該当するため、郵便事業株式会社もしくは総務大臣の許可を受けた信書便事業に依頼する必要があります。ただし、電磁的記録物(すなわち、CD-ROMなどに格納された電子レセプト)を送付することは、信書の送達に該当しません。

郵便法第4条第2項において、「信書」とは「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されており、手紙やハガキをはじめ、見積書、納品書、領収書などのほか、会議の招集通知や許可証などが該当するそうです。一方、信書に該当しない

文書としては、新聞や雑誌などの書籍、カタログ、小切手、プリペイドカードなどがあります(表1, 2)。

「信書」は通信手段の一つであって、この「信書」を送達することができるのは、郵便法および信書便法(民間事業者による信書の送達に関する法律)により、①郵便事業株式会社と、②総務大臣の許可を受けた信書便事業者に限定されています。なお、信書便事業者については、総務省のホームページなどで確認することが可能です。

ただし、ここでいう信書に該当する「文書」とは、「文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと」を指しています。これに対し、電磁的記録物であるフロッピーディスクやコンパクトディスクなどは、「そこに記載された情報が、人の知覚によって認識することができないもの」であることから、これらを送付しても「郵便法第4条第2項に規定する信書の送達には該当しない」とされており、

表1 「信書」の基本的な考え方

「信書」とは、 「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に規定されています。
「特定の受取人」とは、 差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者です。 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、 差出人の考えや思いを表現し、又は現実に起こりもしくは存在する事柄等の事実を伝えることです。 「文書」とは、 文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです(電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しません。)

(総務省情報流通行政局郵政行政部：信書に該当する文書に関する指針より)



表2 「信書」に該当する文書の実例

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<p>■書状</p> <p>■請求書の類 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、レセプト[*](診療報酬明細書等)、推薦書[*]、注文書[*]、年金に関する通知書・申告書[*]</p> <p>■会議招集通知の類 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書</p> <p>■許可書の類 【類例】免許証、認定書、表彰状 注：カード形状の資格の認定書などを含まず。</p> <p>■証明書の類 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、健康保険証[*]、登録簿謄本[*]、車検証[*]、履歴書[*]、給与支払明細書[*]、産業廃棄物管理票[*]、保険証券[*]、振込証明書[*]、輸出証明書[*]、健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書[*]</p> <p>■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書</p>	<p>■書籍の類 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、講習会配布資料[*]、作文[*]、研究論文[*]、卒業論文[*]、裁判記録[*]、図面[*]、設計図書[*]</p> <p>■カタログ 【類例】専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシ[*]、店頭での配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレット[*]</p> <p>■小切手の類 【類例】手形、株券、為替証書[*]</p> <p>■プリペイドカードの類 【類例】商品券、図書券、プリントアウトした電子チケット[*]</p> <p>■乗車券の類 【類例】航空券、定期券、入場券</p> <p>■クレジットカードの類 【類例】キャッシュカード、ローンカード</p> <p>■会員カードの類 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード</p> <p>■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの</p> <p>■その他 説明書の類[*](市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書)、求人票[*]、配送伝票[*]、名刺[*]、パスポート[*]、振込用紙[*]、出勤簿[*]</p>

^{*}印は個々の相談において判断された事例

(総務省情報流通行政局郵政行政部：信書のガイドライン、2011年11月17日更新 (http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html) より)

これらの考え方は、総務省が作成したガイドライン(2010年6月発行)や関連するQ&A集で示されています(表3)。

したがって、紙媒体のレセプトは「信書」に該当する文書になることから、前述の①または②の事業者に依頼して、「信書」として送達することが必要です。ただし、電子媒体に格納された電子レセプトは「信書」に該当しないため、①または②の事業者に依頼しなければならないというわけではありません。

しかし、使用する媒体の種類の違いに関係なく、レセプトに記録されている内容は、患者の個人情報に加えて医療に関するさまざまなデータを含んでいる非常に重要なものです。「信書」に該当する文書ではないからといって、簡易な通信手段で構わないと考えるのではなく、できるだけ安全な方法によりレセプト提出することが求められます。

表3 電磁的記録物の取り扱い

Q5 電磁的記録物はなぜ信書ではないのですか

電磁的記録物(例：情報をCD、DVD、USBメモリ等に電子データとして記録したものは、その物を人が見るだけでは情報の内容がわからないことから、「文書」とはならないため、信書に該当しません。

^{*}文書とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことをいいます。

(総務省情報流通行政局郵政行政部：信書に該当する文書に関する指針Q&A集、2011年11月17日更新 (http://www.soumu.go.jp/yusei/111117_01.html) より)



在宅薬剤管理指導において、在宅基幹薬局に代わってサポート薬局が調剤および訪問指導を実施した場合、サポート薬局から保険請求することができるのは調剤技術料や薬剤料に限られると聞きましたが、施

処方・調剤・ 保険請求の Q & A

設基準加算である在宅患者調剤加算も算定することができるのでしょうか。
(匿名希望)

A 算定できます。
厚生労働大臣の定める施設基準の一つである「在宅患者調剤加算」は、在宅薬剤管理指導を実施している患者を対象として算定するものですが、調剤料の加算(すなわち、調剤技術料の区分)に位置づけられている点数です。

したがって、当該在宅基幹薬局もしくはサポート薬局が、現に在宅患者訪問薬剤管理指導料(介護保険適用の場合は、居宅療養管理指導料または介護予防居宅療養管理指導料)を算定している患者であり、かつ、当該サポート薬局が在宅患者調剤加算に係る施設基準の届出を行っている保険薬局であれば、在宅基幹薬局に代わってサポート薬局が調剤および訪問指導を実施した場合に、在宅患者調剤加算を算定することは可能です。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？皆さんの疑問に各分野の専門家が答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。

③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉碎

してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270